

# 研修履歴システム Plantについて

千葉県総合教育センター

新しい研修履歴システムPlantについてお知らせします。

教育公務員特例法の一部改正により

- ・令和5年4月から任命権者による校長や教員の研修受講履歴記録の作成が義務化
- ・この記録を活用して資質能力の向上に関する指導助言を行うことを規定



国(文部科学省)による研修履歴システムの構築

**令和5年度末Asttraを廃止**

↓ 研修受講履歴の引継ぎ

**令和6年度から国の新システムへ移行**

教育公務員特例法の一部改正により令和5年4月から任命権者による研修受講履歴記録の作成が義務づけられました。また、この記録を活用して、資質能力の向上に関する指導助言を行うことが新たに規定されました。これを踏まえ、文部科学省において、全国の教育委員会等が利用可能な新たな研修履歴システムが構築されました。本県においても検討を重ねた結果、令和5年度末をもって県独自の研修履歴システムであるAsttraを廃止し、令和6年度から国の新システムへ移行することとしました。Asttraに記録されている研修の受講履歴は、新システムに引継ぐ予定です。

## 次 第

1. 研修履歴システムPlantの概要について
2. 対象となる機関及び教員等の範囲について
3. 記録の対象となる研修の範囲について
4. システムの階層と各アカウントの権限について
5. 各アカウントのログインIDと初回ログインパスワードについて
6. 初回ログインについて
7. 研修の登録について
8. システム操作方法について
9. 教員等アカウントの新規登録について
10. システム等関係資料について
11. 問合せについて

それでは、ここから新しい研修履歴システムPlantについて説明していきます。

## 1. 研修履歴システムPlantの概要について

### 研修受講履歴記録システムと 教員研修プラットフォームの一体的構築

【正式名称】: **全国教員研修プラットフォーム**  
(Platform for School Teachers and staff Development)

【通称愛称】: **Plant**(呼び方: **プラント**)

1. 新システムPlantの概要について説明します。  
国は、新たな研修制度の下で、教師の個別最適な学び、協働的な学びを実現するために、研修受講履歴記録システムと教員研修プラットフォームの一体的構築を進めています。  
正式名称は、全国教員研修プラットフォーム  
(Platform for School Teachers and staff Development)  
通称愛称は、Plantです。

## 研修受講履歴記録システム

- ・各教員が受講する各教育委員会の研修、校内研修、自主研修などの履歴を記録
- ・各教育委員会、学校管理職は所属の教員の履歴について、各教員は自身の履歴についてそれぞれの記録・閲覧が可能

それぞれの機能の概要について説明します。

まずは、研修受講履歴記録システムについてです。

各教員が受講する各教育委員会の研修、校内研修、自主研修などの履歴を記録します。

各教育委員会、学校管理職は、所属の教員の履歴について、各教員は自身の履歴について、それぞれの記録・閲覧が可能です。

## 教員研修プラットフォーム

- ・教職員支援機構、各教育委員会、大学等が作成するオンライン研修コンテンツを掲載
- ・オンライン上で研修検索、受講申込、受講承認、受講確認等が可能
- ・研修修了後は、自動的に研修受講履歴記録システムに記録
- ・研修と育成指標を紐づけた学びの可視化
- ・外部人材、学生等もゲストユーザとして研修受講が可能 ※受講履歴は記録されない。

次に、教員研修プラットフォームについて説明します。

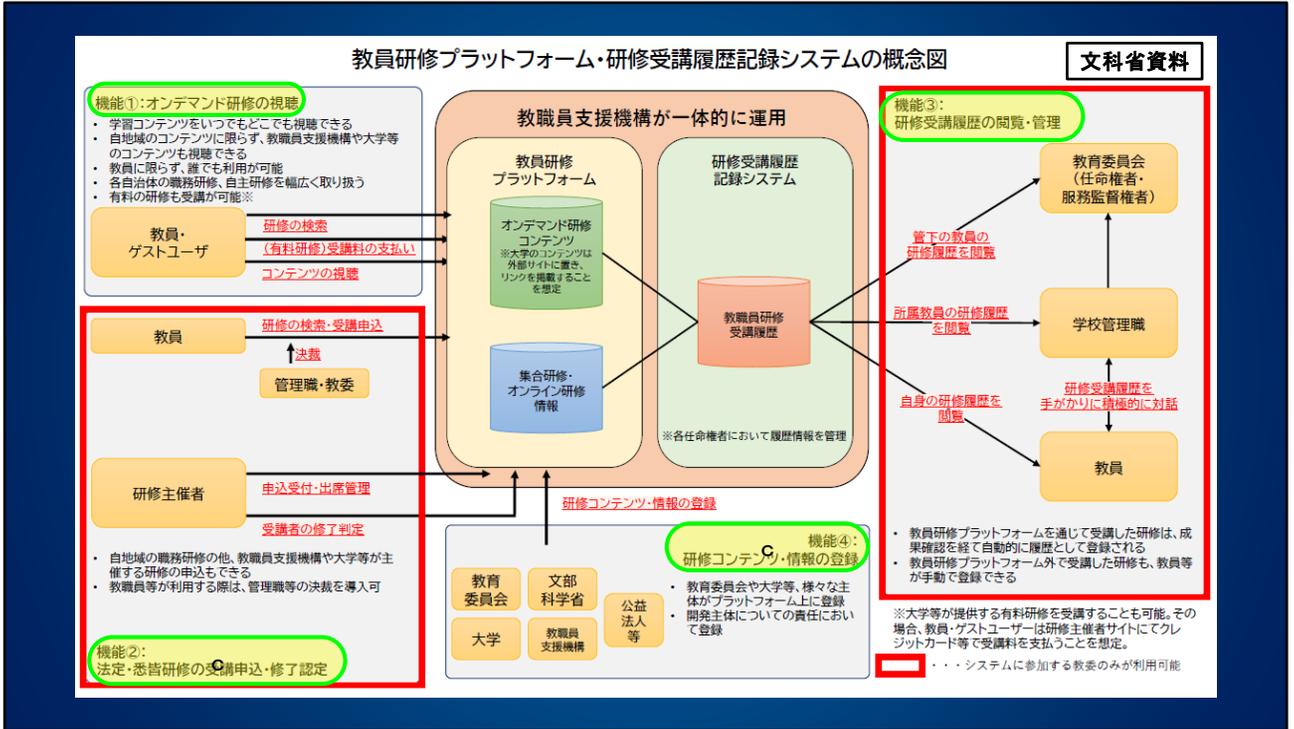
教職員支援機構、各教育委員会、大学等が作成するオンライン研修コンテンツを掲載します。

オンライン上で研修検索、受講申込、受講承認、受講確認等が可能です。

研修修了後は、自動的に研修受講履歴記録システムに記録されます。

研修と育成指標を紐づけた教師の学びを可視化します。

研修履歴システムの対象でない教職員や外部人材、学生等もゲストユーザとして研修受講が可能です。



文科省が配付した研修受講履歴記録システムと教員研修プラットフォームの概念図です。

大きく4つの機能が示されています。

機能①は、オンデマンド研修の視聴です。

機能②は、法定・悉皆研修等の受講申込・修了認定です。

機能③は、研修受講履歴の閲覧・管理です。

機能④は、研修コンテンツ・情報の登録です。

国のシステムに参加することにより、赤枠で囲まれた機能の②と③が利用可能となります。

## 2. 対象となる機関及び教員等の範囲について

### 対象となる機関

県下全市町村の公立学校・園（政令指定都市を除く）

#### ア 市町村立学校

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）、幼保連携型認定こども園

#### イ 県立学校

中学校、高等学校（定時制・通信制を含む）、特別支援学校

2. 対象となる機関及び教員等の範囲について説明します。

対象となる機関は、政令指定都市を除く、県下全市町村の公立の学校・園です。詳しくはスライドにあるように、市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園型認定こども園を含む幼稚園、幼保連携型認定こども園、県立の中学校、定時制・通信制を含む高等学校、特別支援学校となります。

## 対象となる教員等

(再任用は含むが、臨時的任用・会計年度任用は含まない)

- ア 教育公務員特例法第2条に定める校長・教員  
校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、  
主幹養護教諭、主幹栄養教諭、指導教諭、教諭、  
助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、  
主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、  
講師(臨時的に任用されたもの等を除く)
- イ 学校の組織運営にあたる職にある者(県費負担に限る)  
小中義務教育学校の事務職員、学校栄養職員、  
実習助手、寄宿舎指導員、
- ウ 行政等に異動した者

対象となる教員等です。再任用は含みますが、臨時的任用・会計年度任用の者は含みません。

教育公務員特例法第2条に定める校長及び教員、  
校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹養護教諭、  
主幹栄養教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、  
栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、  
講師(臨時的に任用されたもの等を除きます。)

学校の組織運営にあたる職にある者、ただし、県費負担職員に限ります。  
小中義務教育学校の事務職員、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員、  
行政等に異動した者です。

## 対象とならない職員

- ア 県立学校の事務職員
- イ 臨時的任用職員
- ウ 会計年度任用職員
- エ 県費負担以外の学校職員

※研修に申込みの際は、研修主催機関に確認しメール等で  
申込む。

※ゲストユーザとして本人が登録すれば、機能①のオンデ  
マンド研修の視聴等が可能

対象とならない職員です。

県立学校の事務職員は、別途職員能力開発センターで研修履歴を管理しているため、研修履歴システムには登録しません。

臨時的任用及び会計年度任用職員は、研修履歴システムには登録しません。

県費負担以外の学校職員も、研修履歴システムには登録しません。

研修に申込みの際は、研修主催機関に確認し、メール等で申込みます。

ゲストユーザとして本人が登録すれば、機能①のオンデマンド研修の視聴等が可能です。

### 3. 記録の対象となる研修の範囲について

#### ①必須記録研修

##### i) 研修実施者(教育公務員特例法第20条第1項)が実施する研修

※県教育委員会、中核市教育委員会及び任命権を有する市町村教育委員会等が実施する研修

※情報伝達や説明会に留まるものは記録の対象としない。

##### ii) 大学院修学休業により履修した大学院の課程等

##### iii) 任命権者が開設した免許法認定講習および認定通信教育による単位の修得

3. 記録の対象となる研修の範囲について説明します。

必須記録研修の1つ目は、教育公務員特例法第20条第1項に規定される研修実施者が実施する研修です。

主に県教育委員会、中核市教育委員会及び任命権を有する市町村教育委員会等が実施する研修です。

ただし、情報伝達や説明会に留まるものは記録の対象としません。

2つ目は、大学院修学休業により履修した大学院の課程等です。

3つ目は、任命権者が開設した免許法認定講習および認定通信教育による単位の修得です。

## ②その他任命権者が必要と認める研修

i) 研修実施者に当たらない市町村教育委員会等が実施する研修

ii) 学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究

※国・県・市町村による研究指定

※年間を通じて学校ごとに主題を設定した上で組織的に行う研究活動など

iii) 教師が自主的に参加する研修

その他任命権者が必要と認める研修には、次のようなものがあります。

1つ目は、職務研修として行われる研修実施者に当たらない市町村教育委員会等が実施する研修です。

2つ目は、学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究です。

例えば、国・県・市町村による研究指定や

年間を通じて学校ごとに主題を設定した上で組織的に行う研究活動などです。

3つ目は、教師が自主的に参加する研修です。

これらの研修が記録の対象となります。

ただし、これらは必ずしも履歴を残さなければならないというものではありませんので、必要に応じてPlantを活用してください。

Plantに登録された研修を受講することで、その研修の受講履歴が自動で記録されます。

## 4. システムの階層と各アカウントの権限について

管理アカウント	.....	全てのアカウントの付与 育成指標の登録
教育委員会アカウント	.....	研修の受講申込・推薦手続き 研修受講履歴の参照・出力 受講の承認／否決
研修主催者アカウント	.....	研修の登録、受講者の決定 成果確認用アンケート・回答の収集・出力
学校管理職アカウント	.....	研修の受講申込・推薦手続き 研修受講履歴の参照・出力 研修の登録、受講者の決定 受講の承認／否決
教員等アカウント	.....	研修の受講申込手続き 研修受講履歴の参照・出力

4. システムの階層と各アカウントの権限について説明します。

新システムPlantには、5つのアカウントがあります。

各アカウントでできる主なことは次の通りです。

管理アカウントでは、全てのアカウントの付与、育成指標の登録ができます。

教育委員会アカウントでは、管轄下の教員の受講申込・推薦手続き、研修受講履歴の参照・出力ができます。

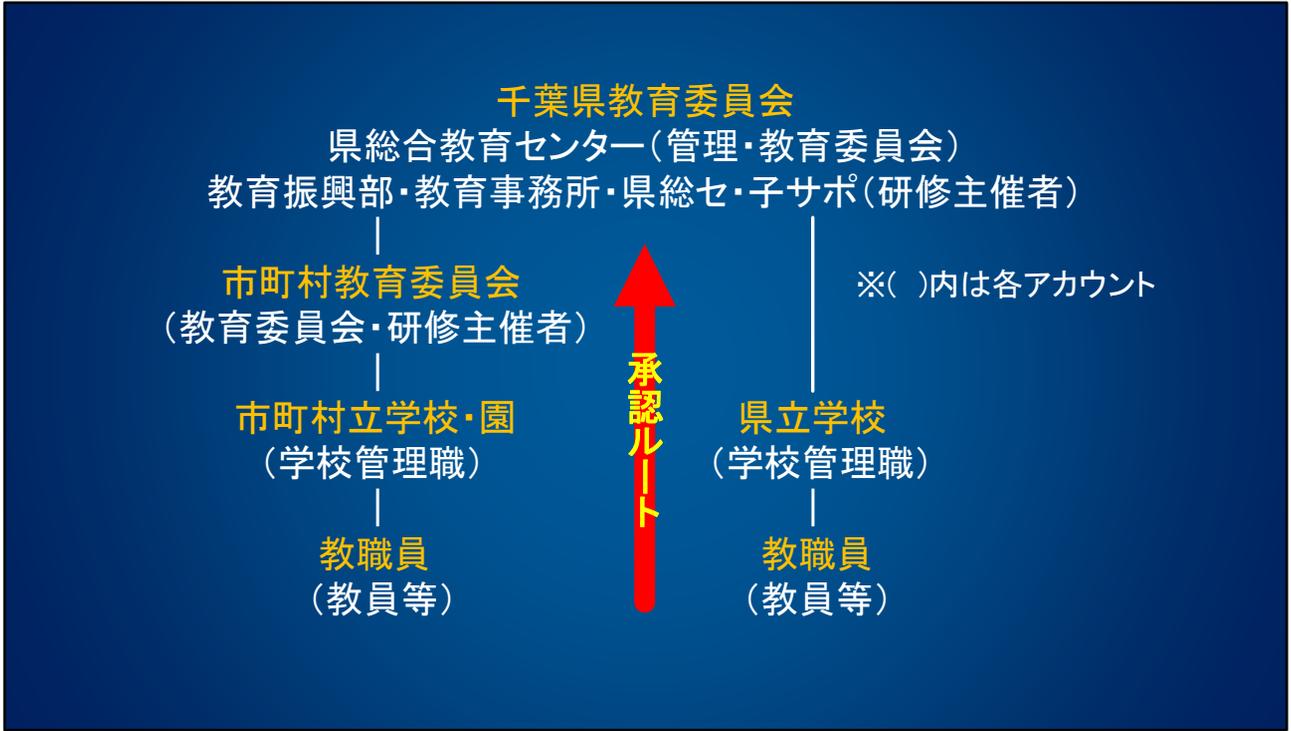
研修主催者アカウントでは、管轄下の教員に向けた研修の登録、受講者の決定ができます。

学校管理職アカウントでは、所属教員の受講申込・推薦手続き、研修受講履歴の参照・出力ができます。

また、研修の登録や受講者の決定ができます。

教員等アカウントでは、各個人の研修の受講申込手続き、研修受講履歴の参照・出力ができます。

受講者の申込みに対する承認／否決の決済権は、教育委員会アカウントと学校管理職アカウントにあります。



千葉県教育委員会としては、管理アカウント、教育委員会アカウント、研修主催者アカウントを持っていますが、システム全体の管理アカウントと教育委員会アカウントは、県総合教育センターにあります。

教育振興部の各課、各教育事務所、県総合教育センターと県子どもと親のサポートセンターの各部班には、研修主催者アカウントを割り当てます。

各市町村教育委員会には、教育委員会アカウントと研修主催者アカウントの2つを割り当てます。

県が主催する悉皆・推薦研修の承認ルートは、市町村立学校・園の場合、学校管理職、市町村教育委員会、県の研修主催者、県立学校の場合、学校管理職、県の研修主催者となります。

Astraで行っていた県が主催する悉皆・推薦研修に対する教育事務所の承認作業は、ありません。

千葉県教育委員会  
(学校管理職)

行政等職員  
(教員等)

・国の行政機関に異動した職員  
・県の行政機関に異動した職員  
・大学及び大学付属の学校・園  
に異動した職員

各市町村教育委員会  
(学校管理職)

行政等職員  
(教員等)

・市町村教育委員会に異動した職員

※( )内は各アカウント

また、千葉県教育委員会と各市町村教育委員会には、学校管理職アカウントを割り振り、その管轄下に行政等に異動した職員を所属させます。

千葉県教育委員会に所属するのは、国・県の行政機関、大学及び大学付属の学校・園に異動した者、

各市町村教育委員会に所属するのは、それぞれの教育委員会に異動した職員です。

これにより、行政等に異動した職員も、システムを通して研修を受講したり、受講した研修の履歴を記録したり閲覧したりすることができます。

## 5. 各アカウントのログインIDと初回ログインパスワードについて

教育委員会アカウント  
研修主催者アカウント  
学校管理職アカウント } ログインIDと  
初回ログイン用パスワードを配付

教員等アカウント

千葉県のコード(120006)+英大文字1字(T)+8桁の職員番号  
例) 120006T20249999

※市町村立幼稚園・幼保連携型認定こども園の教員等アカウント  
には、作成したログインIDと初回ログイン用パスワードを該当市  
町村教育委員会に配付

5. 各アカウントのログインIDと初回ログインパスワードについて説明します。  
教育委員会アカウント、研修主催者アカウント、学校管理職アカウントについては、新たに作成したログインIDと初回ログイン用パスワードを各機関に割り振り配付します。

教員等アカウントについては、千葉県のコードと英大文字1字(T)と8桁の職員番号を合わせたものになります。

初回ログイン用パスワードは、Asttraと同じように管理職が所属職員に伝えます。

初回ログイン用パスワードは、学校ごとに同一のものを割り当てます。

令和6年度からシステムに登録する市町村立幼稚園・幼保連携認定こども園の教員等アカウントには、

新たに作成したログインIDと初回ログイン用パスワードを割り振り、該当市町村教育委員会を通してお知らせします。

## 6. 初回ログインについて

教員等アカウント(研修履歴システムの対象者全員)  
令和6年4月1日から4月24日までに初回ログイン

ブラウザ上部にある「URL欄」にURL【<https://plant.nits.go.jp>】を入力  
または

県総合教育センターWebサイトの研修履歴システムのバナーから  
ログイン画面に移動



ログインIDと初回ログイン用パスワード(R5所属組織のもの)を入力



任意のメールアドレスを入力(必須)  
その他のアカウント情報を確認・編集



パスワードを変更し、任意のパスワードを設定

6. 教員等アカウントの初回ログインについて説明します。

研修履歴システムの登録対象者全員が

令和6年4月1日から4月24日までの間に必ず初回ログインを行います。

ブラウザ上部にある「URL欄」にURLを入力するか、

県総合教育センターWebサイトの研修履歴システムPlantのバナーからログイン画面に移動します。

県総合教育センターから通知されたログインIDと初回ログイン用パスワードを入力し、ログインします。

4月1日付で異動した職員は、令和5年度に所属していた組織に配付された初回ログイン用パスワードを使います。

任意のメールアドレスを入力し、その他のアカウント情報を確認・編集します。

パスワードを変更し、任意のパスワードを設定します。

**教育委員会アカウント・研修主催者アカウント**  
**令和6年3月22日までに初回ログイン**

**学校管理職アカウント**  
**令和6年4月1日から4月16日までに初回ログイン**

ブラウザ上部にある「URL欄」にURL【<https://plant.nits.go.jp>】を入力  
または  
県総合教育センターWebサイトの研修履歴システムのバナーから  
ログイン画面に移動

↓  
ログインIDと初回ログイン用パスワードを入力

↓  
メールアドレス登録ありの場合  
認証コード送信

↓  
メールアドレス登録なしの場合  
任意のメールアドレスを入力(必須)

↓  
パスワードを変更し、任意のパスワードを設定

教育委員会アカウント・研修主催者アカウント・学校管理職アカウントの  
初回ログインについて説明します。

教育委員会アカウント・研修主催者アカウントは、

各課各部班の研修担当者の代表が、

令和6年3月22日までに初回ログインを行い、

変更したパスワードを各所属の研修担当職員に周知します。

学校管理職アカウントは、校長が令和6年4月1日から4月16日までに初回  
ログインを行います。

どのアカウントもブラウザ上部にある「URL欄」にURLを入力するか、  
県総合教育センターWebサイトの研修履歴システムのバナーからログイン画面  
に移動します。

県総合教育センターから通知されたログインIDと初回ログイン用パスワードを  
入力し、ログインします。

メールアドレスが登録されていない場合は、任意のメールアドレスを入力します。  
パスワードを変更し、任意のパスワードを設定します。

## 7. 研修の登録について

### 研修主催者アカウント……主催研修事業の登録

- ・管轄下の教員等に対する主催研修事業をシステムに登録することが可能
- ・研修内容と育成指標を紐づけ、学びを可視化
- ・登録した主催研修事業を公開設定することで管轄外からの申込が可能
- ・他の自治体と共同で研修を主催することが可能
- ・研修事業番号生成シートを活用し、登録する研修の事業番号を作成

### 学校管理職アカウント……校内研究・研修の登録

- ・公開研究会など校外からの参加を受け付ける研修の登録が可能。
- ・研修事業番号生成シートを活用し、登録する研修の事業番号を作成  
(県立学校の市町村コードは[30千葉県]、市町村立学校・園は所属市町村教委の市町村コード、種別コードは[9その他]で研修事業番号を作成)

7. 研修の登録について説明します。

研修主催者アカウントでは、

管轄下の教員等に対する主催研修事業をシステムに登録することが可能です。

研修内容と育成指標を紐づけ、学びを可視化できます。

登録した主催研修事業を公開設定することで管轄外からの申込が可能です。

他の自治体と共同で研修を主催することが可能です。

学校管理職アカウントでは、校内研究や研修、学校が主催する公開研究会のような校外からの参加を受け付ける研修の登録が可能です。

どちらのアカウントも研修事業番号生成シートを活用し、登録する研修の事業番号を作成します。

学校管理職アカウントで公開研修を登録する場合の市町村コードは、県立学校は [30千葉県]、

市町村立学校・園は所属市町村教委の市町村コードを入力、種別コードは [9その他] で研修事業番号を作成してください。

研修事業番号生成シートは、県総合教育センターWebサイトからダウンロードできます。

## 8. システム操作方法について

【Plant】教育委員会研修主催者マニュアル

【Plant】教育委員会等マニュアル

【Plant】学校管理職マニュアル

【Plant】教員マニュアル

県総合教育センターWebサイト  
「研修／講習」ページ内に掲載

8. システムの操作方法については、  
各アカウント用のマニュアルを千葉県総合教育センターWebサイトの  
「研修／講習」ページ内に掲載します。  
必要に応じてダウンロードし、各アカウントの操作方法を確認してください。

## 9. 教員等アカウントの新規登録について

他県や千葉市からの異動等で新規に教員アカウントをシステムに登録する場合

県総合教育センターWebサイトの「研修／講習」ページから  
研修履歴システムPlant新規登録用紙をダウンロード



必要情報を入力してメールで提出

※新規採用教職員及び退職者については、県総合教育センターにて一括してアカウントの登録及び削除

9. 教員等アカウントの新規登録について説明します。

他県や千葉市からの異動等で新規に教員アカウントをシステムに登録する場合は、県総合教育センターWebサイトの「研修／講習」ページから研修履歴システムPlant新規登録用紙をダウンロードし、必要情報を入力してメールで提出してください。

なお、新規採用教職員及び退職者については、県総合教育センターにて一括してアカウントの登録及び削除を行います。

## 10. システム等関係資料について

**【掲載場所】** 県総合教育センターWebサイト  
「研修／講習」ページ内

**【掲載資料】**

- ・千葉県公立学校教職員研修事業総合計画
- ・千葉県教職員研修体系
- ・千葉県・千葉市教員等育成指標
- ・総セ・子サポ研修事業一覧
- ・研修申込の手引
- ・研修履歴システムPlantについて(千葉県版説明資料)
- ・システム操作マニュアル及び説明動画
- ・研修事業番号生成シート
- ・研修履歴システムPlant新規登録用紙

10. システム等関係資料について説明します。

掲載場所は、県総合教育センターWebサイトの  
「研修／講習」ページ内です。

掲載資料は、

千葉県公立学校教職員研修事業総合計画、千葉県教職員研修体系、  
千葉県・千葉市教員等育成指標、総セ・子サポ研修事業一覧、  
研修申込の手引、研修履歴システムPlantについての説明資料、  
システム操作マニュアル、研修事業番号生成シート、  
研修履歴システムPlant新規登録用紙です。

この他、研修の手引や欠席届等の各種様式も掲載されています。

## 11. 問合せについて

- ・システムの不具合や操作方法はPlantヘルプデスクへ  
メール ログイン後TOP画面右上【お問い合わせ】から
- ・システムの運用やアカウント登録に関する問合せは  
県総合教育センター研修企画部情報活用支援班へ  
メール [kk\\_ius@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:kk_ius@mz.pref.chiba.lg.jp)  
電話 043(212)7220
- ・研修に関する問合せは、各研修主催者へ

11. 問合せについて説明します。

システムの不具合や操作方法は、

各アカウントログイン後のTOP画面右上にある【お問い合わせ】から  
Plantヘルプデスクへ、メールで問い合わせます。

システムの運用やアカウント登録に関する問合せは、

県総合教育センター研修企画部情報活用支援班へ、

研修に関する問合せは、各研修主催者へお願いします。

以上で、研修履歴システムPlantについての説明を終わります。